令和６年度第１回 高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会（協議体）	資料１
令和７年２月１９日	

介護予防・日常生活支援総合事業における国の見直しについて

※厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室作成
「令和６年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」を基に作成

介護予防・日常生活支援総合事業

◆ <u>高松市は平成２８年１０月から開始</u>

　既存の介護サービス事業者に加え、住民を含む多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施する事業。

　地域の実情に合わせて、市町村が独自に施策をつくることができる仕組みとなっている。

介護予防・日常生活支援総合事業

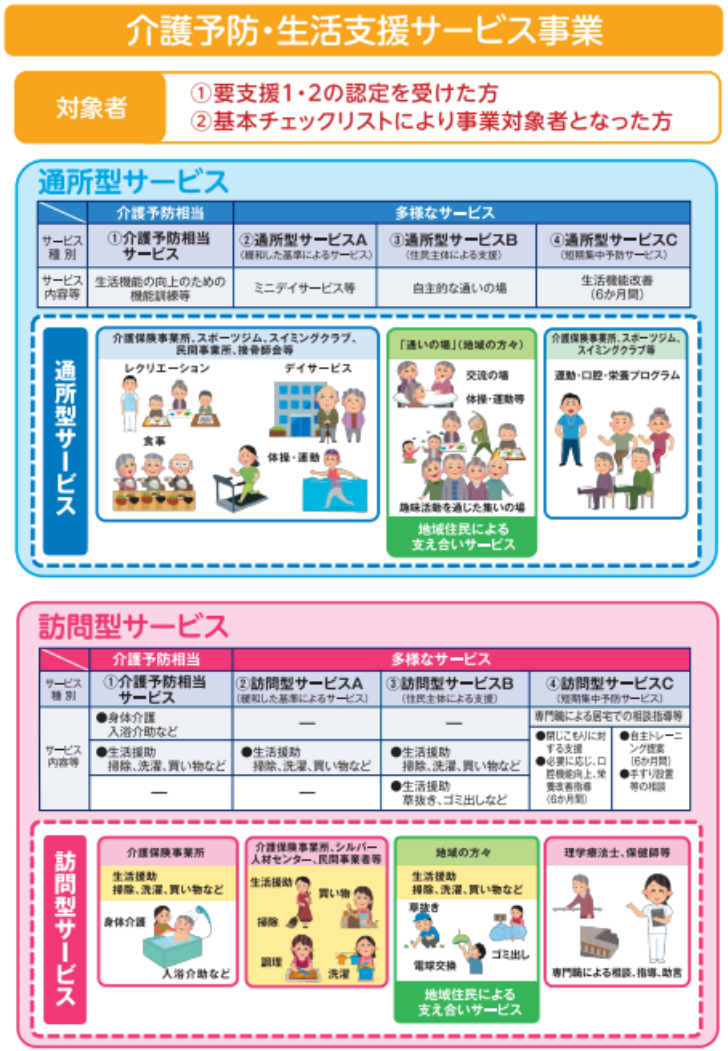

目的

主に要支援者等軽度者の
- 重度化防止
- なじみの関係の継続
- 今までの暮らしの継続を支える

自立した日常生活

総合事業の現状

＜類型種別の総合事業の実施市町村数＞（ｎ＝1,741）

【訪問型サービス】

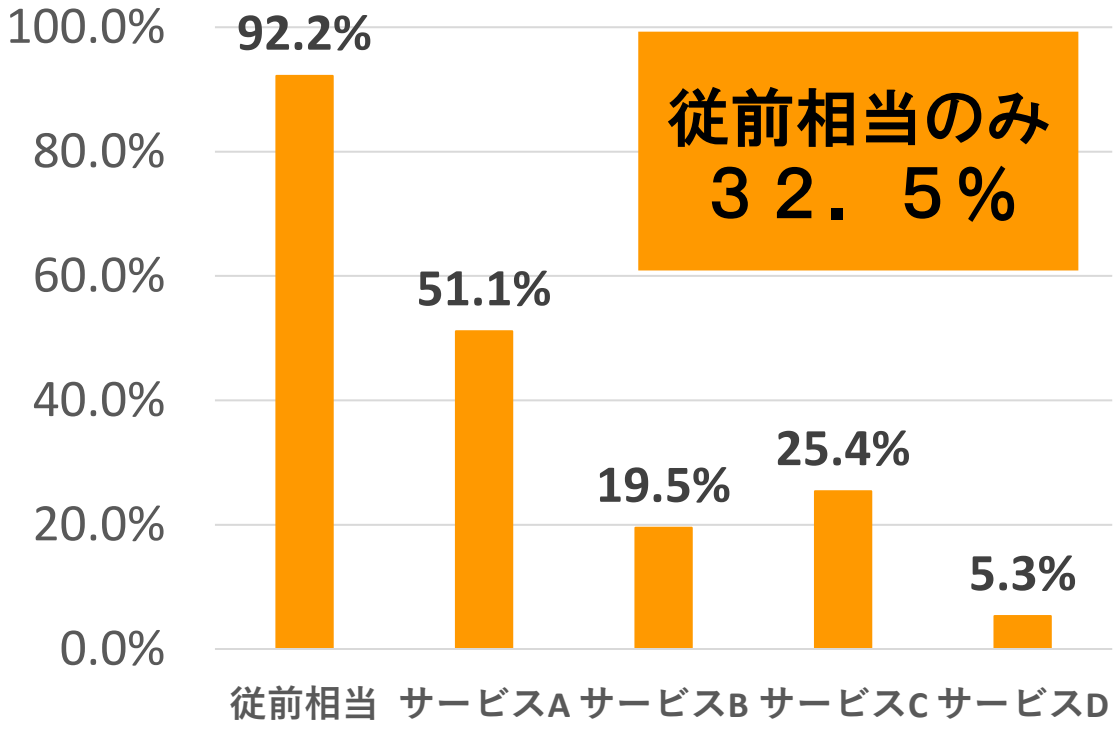

【通所型サービス】

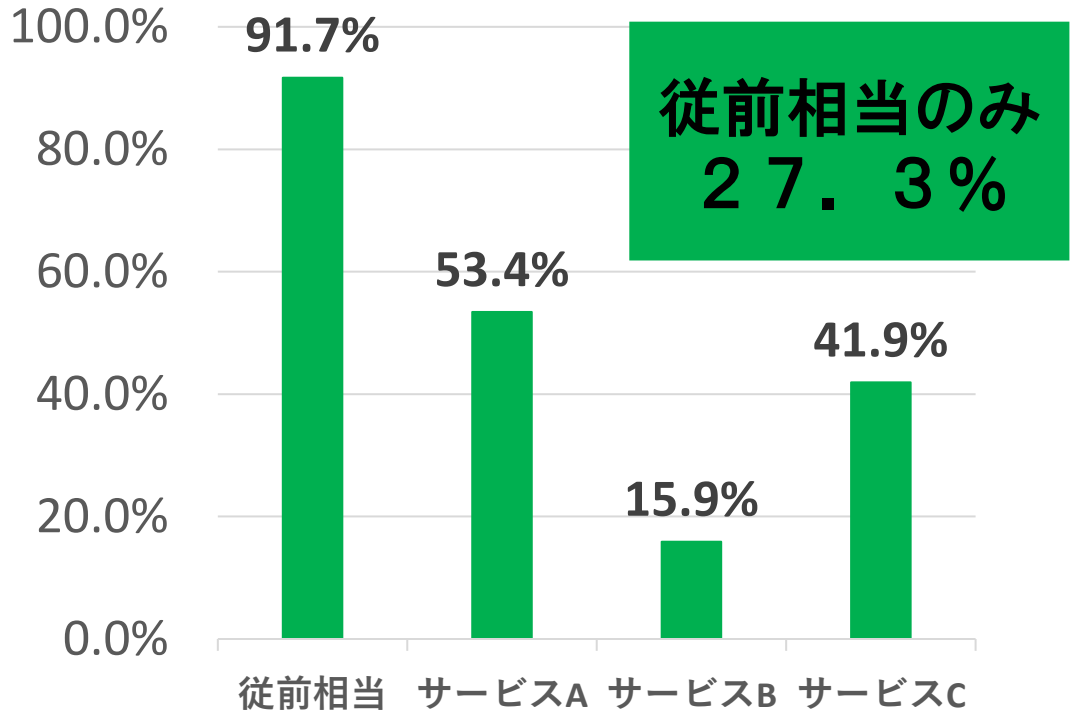

（出典）「介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況（令和4年度実施分）に関する調査」（厚生労働省老健局老人保健課）をもとに、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが作成

今後の日本の動向

図表1-1 年齢階級別人口の伸び率の推移（2020年を100とした場合）

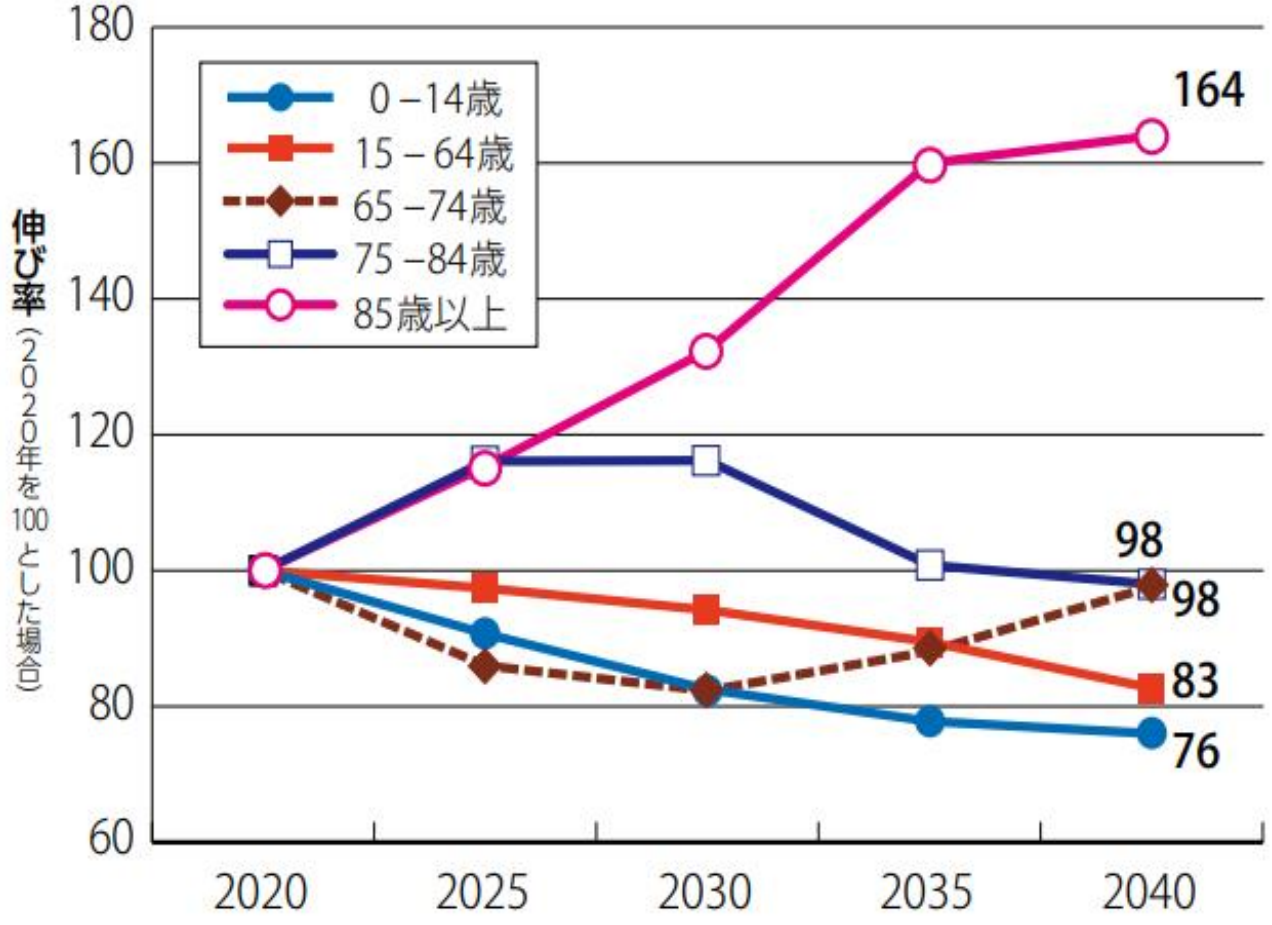

出所）国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口（令和5年推計）より作成

●８５歳以上の高齢者の増加

➡要介護認定者の増加

●６４歳以下の生産年齢人口の減少

➡介護人材不足

埼玉県立大学「効果的な認知症施策を展開するための考え方・進め方マニュアル」より

総合事業の更なる充実

２０４０年に向けて

●介護予防の推進

●高齢者の多様なニーズに対応できるサービスの創出

↓

総合事業の充実化

国の示す工程表

出典：厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室　作成
「令和６年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」

国　都道府県　市町村

	第８期			第９期（集中的取組期間）			第10期
	2023(R5)			2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)
	６月～9月	10月～12月	1月～3月				
介護保険部会	部会報告（中間整理・工程表）						
検討会	中間整理						
多様なサービスの充実による利用者の選択肢拡大	対象者モデルと評価指標の検討（老健事業） 告示・ガイドライン改正			インセンティブ交付金・地域づくり加速化事業で支援 対象者モデルの検討 多様なサービスの見込み量 多様なサービスの計画的な整備の推進 １０期計画に反映			
継続利用要介護者の総合事業利用の促進	認知症基本法公布 省令改正 サービスB按分ルール見直し			継続利用要介護者がサービスAを利用可能に 継続利用要介護者がサービスBをより一層使いやすく 多様な主体の参画は認知症の人の地域とのつながりにも寄与			
多様なサービス充実のための運用面での見直し・予算の拡充等	多様なサービスの運営モデル検討（老健事業） 基準・報酬告示改正 ガイドライン改正 介護予防ケアマネジメント手法の検討（老健事業） ガイドライン改正 生活支援体制整備事業の基準単価の見直し 新たな地域づくり戦略			➡従前相当サービスの基準・報酬について改正 ➡多様な主体によるサービスに対応した基準・報酬モデルを提示 ➡介護予防ケアマネジメントの加算例を提示 例）孤立する高齢者をサービスにつなげた場合、サービス利用後に社会参加につなげた場合、地域のリハビリテーション専門職と連携した場合を評価 国・都道府県で生活支援体制整備事業のプラットフォーム構築			
効果の検証				取組の状況も踏まえ、総合事業の効果検証手法について具体化を検討			

今回の改正で国が求めていること

●地域の**多様な主体**の参入を促進

●医療・介護の専門職がそこに関わり合う

●高齢者自身が適切に活動を選択できるようにする

多様なサービス・活動とは？

通所型サービス

	介護予防相当	多様なサービス		
サービス種別	①介護予防相当サービス	②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	③通所型サービスB（住民主体による支援）	④通所型サービスC（短期集中予防サービス）
サービス内容等	生活機能の向上のための機能訓練等	ミニデイサービス等	自主的な通いの場	生活機能改善（6か月間）

訪問型サービス

	介護予防相当	多様なサービス			
サービス種別	①介護予防相当サービス	②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	③訪問型サービスB（住民主体による支援）	④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	
サービス内容等	●身体介護 入浴介助など	—	—	専門職による居宅での相談指導等	
	●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	●閉じこもりに対する支援 ●必要に応じ、口腔機能向上、栄養改善指導（6か月間）	●自主トレーニング提案（6か月間） ●手すり設置等の相談
	—	—	●生活援助 草抜き、ゴミ出しなど		

●介護予防相当サービス

進行性の疾患や医療的なケアが必要な方等で入浴や排せつの介助等、何等かの身体介護や専門的なサービスが必要な場合に利用

●多様なサービス

介護予防相当サービスで対応できない高齢者の多様なニーズに柔軟に対応できるサービス

例えば

介護予防相当サービスではできない生活支援の提供（ゴミ出し、草抜き等）

道の駅や温泉、スポーツクラブを活用した通所型サービス

多様なサービス・活動とは？

（例）料理を作るのが好きな高齢者。自分の目で見て食材を買いたくて、今まで自転車で買い物に行っていたが、足が悪くなりスーパーに買い物にいけなくなった。

➡介護保険サービスでヘルパーに買い物代行をお願いする

➡自宅近くに移動販売に来てもらえるようにする

➡宅配サービスを依頼するようにする

➡近所の人に車に乗せてもらい、スーパーで買い物をするようにする

➡その他の支援　etc

本人の参加意欲や活動性を高め、地域との繋がりを継続できるのは？？

高齢者の社会参加を促し、
地域との繋がりを継続するためのサービス

国が考える多様なサービスの在り方

●制度的分類にとらわれない柔軟なサービス・活動の展開

●一般介護予防事業との連続的な利用

●多様なサービス利用者への医療・介護専門職の緩やかな関わり

●多様なサービス利用者への適切なフォローアップ

※地域の課題、地域住民の関心等を把握し、一定の利用者を確保できることを見通した上で事業を実施

総合事業の改正点

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

〇国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。**

	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A（多様なサービス・活動）		サービス・活動B、サービス活動D（訪問型のみ）（住民主体によるサービス活動）	サービス・活動C（短期集中予防サービス）	
		指定	委託			
実施手法	指定事業所が行う者（第１号事業支給費の支給）		委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これによらないもの（委託と補助の組み合わせなど）
想定される実施主体	●介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者）	●介護サービス事業者等以外の多様な主体 ●（介護サービス事業者等）		●ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ●当該活動を支援する団体	●保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準※１を例にしたもの	サービス内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額※２（単位数） 額の変更のみ可	加算設定も可	サービス内容に応じて市町村が定める額			
対象者	●要支援者・事業対象者	●要支援者・事業対象者 ●継続利用要介護者		●要支援者・事業対象者 ●継続利用要介護者 ※対象者以外の地域住民が参加することも想定	●要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者	
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* ＊身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計１０号の範囲内で実施することが求められる	●高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ●介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施 ●高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動　など ＊市町村の判断により老計１０号の範囲を超えてサービス・活動を行うことも可能 ●通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてＢ・Ｄでの実施を想定）			●対象者に対し、３月以上６月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス	
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* ＊運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	●高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ●セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ●高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ●住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動　など				
			●送迎のみ実施			
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	訪問型：訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型：生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	●地域の多様な主体の従事者 ●高齢者の含む多世代の地域住民 ●（有償・無償ボランティア）		●有償・無償のボランティア ●マッチングなどの利用調整を行う者	●保健医療専門職	

出典：厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室　作成「令和６年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B（D）のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
- **介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施**
  - ➡ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守り的援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
  - ➡ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動Ｂ、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Ａとなる

- **高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動　など**
  - ➡ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
  - ➡ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Ａとなる

- **通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援**
  - ➡ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
  - ➡ 原則としてサービス・活動Ｂ・Ｄでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Ａの一部として実施することも可能

※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Ａとして実施することなども想定される

通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
  - ➡ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
  - ➡ 訪問型サービスと同様

- **セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動**
  - ➡ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Ｃの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動
  - ➡ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定

- **高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動**
  - ➡ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
  - ➡ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）

- **住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援**
  - ➡ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動
  - ➡ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

出典：厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室　作成
「令和６年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」

		国の改正点		（参考）現行　高松市
		指定	委託	
サービス・活動A	実施手法	指定事業者が行うもの （第１号事業支給費の支給）	委託（委託費の支払い）	指定事業者が行うもの （第１号事業支給費の支給）
	想定される] 実施主体	●介護サービス事業者等以外の多様な主体 ●（介護サービス事業者等）		●介護サービス事業者
	基準	●サービス・活動内容に応じて市町村が定めるもの		●訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定め る要綱 ●通所型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定め る要綱
	費用	国が定める額に準じて市で設定	サービス・活動内容に応じて、市で定める	国が定める額に準じて市で設定
	対象者	●要支援者・事業対象者 ●継続利用要介護者		●要支援者・事業対象者
	サービス内容	パワーポイントＰ１４		（訪問）生活援助サービス （通所）ミニデイサービス
	支援の提供者	地域の多様な主体の従事者 高齢者を含む多世代の地域住民 （有償・無償のボランティアを雇用）		訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 、介護職員、機能訓練指導員

※地域の実情に応じて、現行制度の方法でも可能

継続利用要介護者のサービス・活動A利用の弾力化

継続利用要介護者・・・要介護認定を受けた利用者の中で、事業対象者、要支援１・２の認定の時に、多様なサービスを利用していた利用者

事業対象者・要支援１・２

多様なサービス・活動A及びB、Dを利用

要介護認定になっても
継続して利用が可能

	訪問型・通所型 従前相当サービス	サービス・活動 A	サービス・活動 B	サービス・活動 C	サービス・活動 D
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の 移動支援
対象	×	○(R6.4～)	○(R3.4～)	×	○(R3.4～)

		国の改正点	（参考）現行　高松市
サービス・活動B	実施手法	活動団体等に対する補助・助成	活動団体等に対する補助・助成
	想定される実施主体	●ボランティア活動など地域住民の主体的 な活動を行う団体 ●当該活動を支援する団体	●地域福祉ネットワーク会議における協議を経て設置された団体
	基準	●サービス・活動内容に応じて市町村が定めるもの	●高松市訪問型・通所型サービスB実施要領 ●高松市訪問型・通所型サービス実施事業補助金交付要綱
	費用	サービス・活動内容に応じて、市で定める	地域福祉ネットワーク会議にて各地区で設定
	対象者	●要支援者・事業対象者 ●継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	●要支援者・事業対象者 ●継続利用要介護者
	サービス内容	パワーポイントP１４	（訪問）見守りを主としたごみ出しや草抜き等、小さな困り事の生活支援 （通所）自立の促進や重度化予防のための体操等
	支援の提供者	●有償・無償のボランティア ●マッチングなどの利用調整を行う者	●地域住民による有償ボランティア（市が実施する研修を修了した者）

※地域の実情に応じて、現行制度の方法でも可能

サービス活動A・Bにおける総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱いの変更

【総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール】

改正前	改正後 ※市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可
●対象者数の割合が５０％以上であれば、全額補助。 ５０％未満であれば、対象経費の額×対象者数割合を補助可能	市町村が、総合事業の対象以外の参加者に対する活動を事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、以下の取扱いが可能 ●対象者数の割合によらず、対象経費の一部を（定額）補助等すること ●対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等すること

※対象者等の利用者数について、適宜把握すること（毎年3月の利用状況を国が把握する予定）

生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設

多様な主体の参入を促進

①タウンミーティングやワークショップの開催等
地域住民、医療・介護関係者及び地域での活動に取り組む民間企業等を含む多様な主体が地域課題等の洗い出しや解決策・必要となる事業等の検討を行う場の設置

②多様なサービス・活動の実現に向けたプロジェクト化
地域での活動に取り組む民間企業等との連携・協働のもとで行う地域住民へのインタビュー、マーケティング、デザイン（既存事業の見直し等を含む。）等の実施

③多様なサービス・活動を地域に実装するための試行的実施に係る支援
①・②を結果を踏まえ、総合事業としての全地域での本格実施まで、地域での活動に取り組む民間企業等と地域住民の協働のもとで行う事業が自走するまでの期間における事業費の補助等

民間企業が持つ知見の活用・活動との連動

総合事業を通じた地域共生社会の実現・地域活性化

●高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要になっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現

地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

出典：厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室　作成
「令和６年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」